

(医療者用)

1. 退院前訪問指導とは

継続して1月を超えて入院すると見込まれる入院患者の円滑な退院のため、入院中（外泊時を含む）又は退院日に患家を訪問し、患者の病状、患家の家屋構造、介護力等を考慮しながら、患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者に対して、退院後の在宅または施設での療養上必要と考える指導等を行った場合に算定する。

2. 実施

平成30年4月から試行的に実施

※当面は退院調整がスムーズに進まない事案で、退院前に患家を訪問しその療養環境を確認することにより、円滑に退院につながる可能性があるものに限定して行う。

3. 対象者

退院して在宅に復帰する患者。（原則、八尾市内に在住・在施設の患者に限る）

4. 診療報酬

580点

当該入院中に1回（入院後早期（入院後14日以内）に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回）

※退院日に算定

※看護師等の診療報酬算定が可能な医療職が訪問することを必須とする。（診療報酬の算定できない事案は原則訪問しない。）

5. 退院前訪問指導料の手順

(1) 院内調整の結果、療養環境を確認する必要があると特に認められる事案が発生した場合に、地域医療連携室看護師長と相談し、看護部長等の了承を得ることができたものを対象とする。

※看護部長等の了承を得た後、主治医に了承を得ること

(2) 患者又はその家族等の患者の看護に当たる者に説明し同意を得る

(3) 訪問日時を調整する

(4) 主治医が指示を出す

(5) 「在宅訪問実施伺」により訪問の決裁を得る

(6) 訪問（患者又はその家族等の患者の看護に当たる者に対して、在宅での療養上必要な指導を行う）

※移動手段は公用車又は公用自転車とする

※訪問は最低限の人員で対応することとするが、極力複数対応が望ましい（ただし、事務局は訪問には同行しない）

(7) 指導又は指示内容の要点を訪問した者が診療録等に記載する

(8) 診療報酬を算定するため訪問した看護師等が電子カルテに入力する

6. その他

病棟の看護師等が退院前訪問指導をした時間は、入院基本料の看護時間数として算入できない

退院前訪問指導についての説明書（患者様用）

八尾市立病院

1. 退院前訪問指導とは

患者様が、安心して退院ができるよう、退院前に療養環境、家屋の構造、介護力等を確認するため、医師の指示により八尾市立病院の看護師等が、在宅または施設を訪問し、療養上必要と考えられる指導等を行うことです。

2. 費用

退院前訪問指導料が必要になります。

※加入されている医療保険によりご負担いただく費用が異なります。

（1割：580円　2割：1,160円　3割：1,740円）

3. 支払い方法

退院日に入院費用としてご請求いたしますので院内の会計窓口にてお支払いください。

4. 秘密の保持について

当院における個人情報の利用目的に定める範囲内で患者様またはご家族様の個人情報を用いますが、それ以外に正当な理由がなく、患者様およびご家族様の秘密を漏らしません。

※ご不明な点、お問い合わせは八尾市立病院 地域医療連携室までご連絡ください。

八尾市立病院 地域医療連携室

電話 (072) 922-0887 (直通)

FAX (072) 922-8167

(あて先) 八尾市立病院長

退院前訪問指導についての同意書

退院前訪問指導とは、患者様が安心・安全に退院ができるよう、退院前に療養環境、家屋の構造、介護力等を確認するため、医師の指示により八尾市立病院の看護師等が在宅または施設を訪問し、療養上必要と考えられる指導等を行うことです。「退院前訪問指導についての説明書」の記載事項を理解し、退院前訪問指導等を受けることに同意します。

平成 年 月 日 (説明日)

説明者氏名 _____

私は、退院前訪問指導について説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

患者ご本人氏名 (署名): _____

ご家族等氏名 (署名): _____ 続柄 _____

※この同意は、患者ご本人またはご家族等の意思でいつでも撤回できます。